

# 滞納は絶対許さない!!

## ～税の納期限内納付にご協力ください～



●問い合わせ先 収納課

滞納は市民サービスに支障をきたすこととなります

市税は、私たちの生活に身近な教育、福祉、生活環境の整備などの行政サービスを充実に大きな影響を及ぼし、市民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そして何より、期限内にきちんと納付していただいている人との公平性を欠くこととなります。また、督促状の送付などの不必要な経費に税金を使うこととなります。

### 県と連携した取り組みを実施

筑紫野市の市税等の収納率は、平成24年度決算の85・4%から、平成28年度決算の88・80%と3・40ポイント上がっています。しかし、それでも平成28年度決算における市税等の滞納繰越額は21億2385万円にもなります。

### 滞納処分の流れ

#### 納期限までに納付がない

納税通知書を送付しても納期限までに納付がない。

#### 督促状・催告

納期限までに納付がない場合、法律に基づき督促状を送付します。督促状を送付しても納付がない場合には、自宅に電話や訪問をしたり、催告書を送付したりします。

#### 財産調査

それでも納付がない場合には、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産の調査を行います。

#### 差し押さえ

国税徴収法などに基づき、預貯金、生命保険、給与、不動産などを差し押さえます。また、必要があるときは自宅を捜索して、車両や動産を差し押さえます。

捜索は同法に基づいて実施するため、裁判所の令状を必要としません。

#### 換価・配当

預金や給与などは債権取り立てにより、不動産や動産は公売により換価し、滞納している市税に充当します。

このため市では、滞納者対策を実施し、少しでも滞納繰越額を減らす取り組みを行っています。特に、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を行っています。また、高額な滞納者に対しては、平成21年度から福岡県地方税収対策本部特別対策班と連携し、取り組みを進めています。

しかし、財産の差し押さえなどの滞納処分をするにも費用がかかります。納期限内納付にご協力をいただくことで、滞納処分の費用を減らすことができますのです。

滞納すると延滞金がかかります。市税等を納期限までに納付しなかった場合、滞納している本税のほかに延滞金が発生します。延滞金は納期限まで

に納付した人との公平を図るため、納付していただくこととなります。平成30年1月1日以降の未納額に対しては、年9・1%（納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・8%）の割合で延滞金が加算されることとなります。この金額は、銀行などの預金金利よりもはるかに高い率となっています。

納付が困難なときは、必ずご相談ください

市では、諸事情により市税等の納付が困難な人などのために納税相談を実施しています。

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由により一時的に市税等を納期限内に納めることが困難な場合は、納期限内に市収納課に相談してください。生活状況などを聞き取った上で、分割による納付などを受けられることがあります。ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

納付が困難な場合は、そのまま放置せず、必ず相談してください。相談がないと個別の事情を市では把握できません。法令に基づき滞納処分を行うこととなります。

また、ファイナンシャルプランナーによる相談会も毎月実施していますので、ぜひご利用ください。

## 差し押さえた動産や不動産の公売を実施しています

### 期間入札公売を9月に実施予定

期間入札公売とは、入札期間を一定期間設けて、その期間内に来場者が自由に入札し、後日落札者を決定するものです。

市では、昨年9月に市役所内会議室で期間入札公売を実施し、動産56点を売却しました。今年も9月に実施予定です。日程が決まり次第、市のホームページでお知らせします。



### 筑紫地区合同公売会を開催

筑紫地区では年に1回、差し押さえた動産を換価する手続きである公売を合同で実施しています。この取り組みを通じて、滞納縮減と納税に対する理解の拡大を図っています。

- 日時 3月3日(土)、9時30分受付開始・開場
- 場所 とびうめアリーナ(太宰府市総合体育館)
- 当日持参する物 購入代金、本人が確認できるもの(運転免許証など)、印鑑、委任状(代理人の場合)
- 問い合わせ先

▽市収納課 ☎(923)1111

▽地方税収対策本部筑紫地区特別対策班(筑紫県税事務所) ☎(707)0506



### インターネット公売を5月に実施予定

インターネット公売とは、差し押さえた財産をヤフー株式会社が運営するインターネットオークションを利用して、売却を行う公売手続です。インターネットのヤフー・ジャパンの官公庁オークションのページから入札に参加することができます。

市では、昨年5月にインターネット公売を行い、動産17点を売却しました。今年も5月に実施予定です。(参加申し込みは4月です)日程が決まり次第、市のホームページでお知らせします。

※参加申し込みに当たっては、事前の登録(無料)が必要です。参加申し込みや入札の方法など、詳細な手順はヤフー・ジャパンの官公庁オークションのページでご確認ください。

